

## 別表

## 指 名 停 止 基 準

## I 現場事故等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、入札参加資格資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事等の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 県内における工事等で市発注工事以外のもの（以下「県内の市以外発注工事等」という。）の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり、契約に反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 県内の市以外発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(工事等の関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>8 市内の市以外発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内</p>

## II 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8 箇月以上24箇月以内</p> <p>6 箇月以上18箇月以内</p> <p>4 箇月以上12箇月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 箇月以上18箇月以内</p> <p>4 箇月以上12箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 次のア又はイに掲げる者が、県外（使用人にあつては新潟県内又は石川県内）の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 箇月以上18箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>4 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 当該事由に該当しなくなったと認めた日まで</p>
<p>5 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人（以下「使用人等」という。）が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 使用人等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団暴力団関係に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
7 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内
8 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内
9 使用人等が、市発注工事等に関し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず市への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内
(独占禁止法違反行為) 10 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上24箇月以内
11 県内の市以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4箇月以上18箇月以内
12 県外の公共機関の発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手として不適当であると認められるとき（新潟県及び石川県の区域外の公共機関の発注工事等に関する違反にあつては、代表役員等又は一般役員等が刑事告発を受けたときに限る。）。	当該認定をした日から 2箇月以上18箇月以内
(競売入札妨害又は談合) 13 次のア又はイに掲げる者が、市は発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から  8箇月以上24箇月以内 6箇月以上24箇月以内
14 次のア又はイに掲げる者が、県内の市以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から  6箇月以上24箇月以内 4箇月以上24箇月以内
15 次のア又はイに掲げる者が、県外（使用人にあつては新潟県内又は石川県内）の公共機関の発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から  6箇月以上24箇月以内 2箇月以上24箇月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>16 市発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内</p>
<p>17 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>18 I及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>
<p>19 I及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>